貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	睡蓮観光株式会社（法人番号６４３０００１０６７３３７）　代表者寺岡浩二	北海道札幌市北区新川西４条３丁目２－５	北営業所	北海道札幌市北区新川西４条４丁目６－１３	R5.07.25	一般貸切旅客自動車運送事業の事業停止（３０日間）、輸送施設の使用停止（２８０日車）及び文書警告	道路運送法第３３条第１項他１３件	令和５年２月２８日及び令和５年３月２２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１４件の違反が認められた。（１）名義貸し（道路運送法（以下「法」）第３３条第１項）、（２）運賃料金事前届出義務違反（法第９条の２第１項）、（３）運送引受書の交付義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（４）乗務時間等の基準の遵守違反（運輸規則第２１条第１項）、（５）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項）、（６）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）、（７）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（８）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（９）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（１０）整備管理者の解任未届出違反（運輸規則第４５条）、（１１）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）、（１２）運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）、（１３）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）、（１４）報告義務違反（法第９４条第１項）	58	58
	以下余白									